



福井労働局発表  
平成27年9月1日

担  
当

福井労働局労働基準部賃金室  
室長 久々津真司  
賃金指導官 小池 敏一  
電話 0776-22-2691  
FAX 0776-21-6646

福井県最低賃金は10月1日から  
「時間額732円に引き上げられます」  
—現行716円を16円引上げ—

福井労働局長（加藤<sup>かとう</sup> 滋穂<sup>しげお</sup>）は、本日付けで官報公示を行い、

平成27年10月1日から福井県最低賃金を現行時間額から16  
円引き上げ1時間732円に改正する。

地域別最低賃金である「福井県最低賃金」は、福井県内の事業  
場で働くすべての労働者に適用される。福井労働局では、改正さ  
れる最低賃金額についてあらゆる機会をとらえて周知することと  
している。